



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
< 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例	地域協働局地域活性課	1
条例	神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例	教育委員会事務局児童生徒課	3

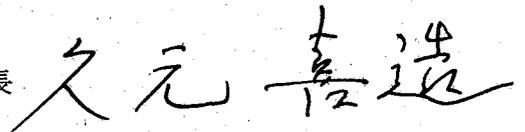
令和8年2月24日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例

令和8年2月27日

神戸市長

Handwritten signature of Takayama Yoshio in black ink, written in a cursive style.

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第25号

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>4番6号</u>	神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通4丁目 <u>340番3</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立港島地域交流センター	[略]	神戸市立港島地域交流センター	[略]
		神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通6丁目1

		番40号	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立夢野地域交流センター	[略]	神戸市立夢野地区地域交流センター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地の17	神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台2丁目1番地
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町字中坊487番地の3	神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町字中坊487番地の3
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林578番地の2	神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例を次のとおり公布する。

神戸市条例第26号

神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきた中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた地域における生徒のスポーツ・文化芸術活動その他の体験活動を総合的に推進し、生徒の地域における多様な体験や世代間の交流を通じた活動を市民の参画を得ながら促進するとともに、その推進に当たって必要となる経費の財源に充てるための基金について必要な事項を定めることにより、次代を担う生徒の豊かな人間性の涵養及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コベカツ 中学校部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた生徒の地域クラブ活動（地域における生徒のスポーツ・文化芸術活動その他の体験活動をいう。以下同じ。）であって、次条第1項の承諾を得て団体が実施するものをいう。
- (2) 中学校 神戸市立中学校及び神戸市立義務教育学校後期課程をいう。
- (3) 生徒 中学校及び神戸市立特別支援学校中学部の生徒をいう。

(コベカツの実施)

第3条 地域クラブ活動をコベカツとして実施しようとする団体は、教育委員会に申し込み、その活動の実施について、あらかじめ承諾を得なければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する承諾をするに当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 生徒の豊かな人間性の涵養及び自己実現を目指し、生徒の主体性を尊重するものであること。
- (2) 単なる技術の習得のみならず、社会の一員としての責任感及び規範意識を育むものであること。
- (3) 生徒の心身の健全な発達に配慮し、過度な負担を強いるものではないこと。
- (4) 誰もが等しく活動に参加できるよう、活動に要する経費が適正かつ合理的であり、営利を目的としないこと。
- (5) 適切な安全管理、指導体制及び運営体制が継続的に確保されること。

(コベカツクラブの役割)

第4条 コベカツクラブ（コベカツを実施する団体をいう。以下同じ。）は、コベカツの実施を通じた生徒の健全な育成、地域社会への貢献並びに実施するコベカツの継続及び充実に努めなければならない。

- 2 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、生徒の発達の個人差や生徒の成長期における心身の状態に応じて適切に指導を行うものとする。
- 3 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、教育委員会及び中学校に活動状況等を共有するなど適切に連携するものとする。
- 4 コベカツクラブは、コベカツの実施に当たり、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) コベカツの実施における安全の確保及び事故の防止のための措置
 - (2) 体罰、暴言及びハラスメントの発生防止のための措置
 - (3) 前2号に定めるもののほか、適正なコベカツの実施に必要なものとして教育委員会が別途定める事項の遵守

(市の役割)

第5条 市は、コベカツに対する市民の積極的な参画を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、生徒が主体的にコベカツを選択し、安心して活動に参加できるよう環境整備に努めるものとする。

(教育委員会の役割)

第6条 教育委員会は、コベカツの総合的な推進に必要な施策を実施するものとする。

2 教育委員会は、生徒に幅広い活動の機会を提供するため、必要に応じて、第3条第1項に規定する申込みを受け付けるものとする。

3 教育委員会は、コベカツクラブに対し、当該コベカツクラブの活動状況を確認するとともに、必要に応じて、指導・助言を行うものとする。

4 教育委員会は、コベカツクラブがコベカツを実施するに当たっては、中学校の施設を利用しやすいように必要な配慮をしなければならない。

(中学校の役割)

第7条 中学校は、当該中学校の生徒のコベカツへの参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、当該中学校の生徒に対してコベカツに関する情報提供を行うものとする。

2 中学校は、当該中学校の生徒が参加するコベカツを実施するコベカツクラブから、必要に応じて、当該生徒に関する活動実績の報告を求め、指導又は助言を行うものとする。

3 中学校は、当該中学校の施設を使用して実施されるコベカツに支障が生じないように、同施設を適正に管理しなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市長は、コベカツの総合的な推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(基金の設置)

第9条 コベカツを総合的に推進するため、コベカツ支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第10条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民、事業者等が前条に規定する市のコベカツの総合的な推進に対して行う寄附金額及び市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第12条第3項の規定により積み立てる場合に限る。

(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(基金の管理)

第11条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第12条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上しなければならない。

2 前項の収益は、基金設置の目的を達成するための経費に充てるものとする。

3 第1項の収益は、前項の規定にかかわらず、基金として積み立てることができる。

(基金の処分)

第13条 市長は、第9条に規定する基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、令和8年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 中学校は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。